

令和3年第6回 邑南町議会定例会（第5日目）会議録

1. 招集年月日 令和3年9月6日（令和3年8月13日告示）
 2. 招集の場所 邑南町役場 議場
 3. 開 会 令和3年9月17日（金） 午前9時30分
 散会 午後12時41分

4. 応招議員

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	奈須 正宜	2 番	鍵本 亜紀	3 番	野田 佳文	4 番	日高八重美
5 番	瀧田 均	6 番	平野 一成	7 番	和田 文雄	8 番	宮田 博
9 番	漆谷 光夫	10 番	大屋 光宏	11 番	中村 昌史	12 番	辰田 直久
13 番	石橋 純二						

5. 不応招議員 なし

6. 出席議員 13名

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	奈須 正宜	2 番	鍵本 亜紀	3 番	野田 佳文	4 番	日高八重美
5 番	瀧田 均	6 番	平野 一成	7 番	和田 文雄	8 番	宮田 博
9 番	漆谷 光夫	10 番	大屋 光宏	11 番	中村 昌史	12 番	辰田 直久
13 番	石橋 純二						

7. 欠席議員 なし

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名

8. 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	石橋 良治	副 町 長	日高 輝和	総務課長	三上 直樹
				財務課長	白須 寿
		福祉課長	小笠原誠治	農林振興課長	大賀 定
商工観光課長	寺本 英仁	建設課長	上田 修	水道課長	三上 和彦
		保健課長	土崎しのぶ		
教 育 長	土居 達也	学校教育課長	高瀬 満晃		
監査委員	森脇 義博				

9. 本会議に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 井上 義博 事務局調整監 小形 めぐみ

10. 町長提出議案の題目 別紙のとおり

11. 会議録署名議員の氏名

議席	氏 名	議席	氏 名
3 番	野田 佳文	4 番	日高八重美

12. 本日の会議の概要は別紙のとおりである。

令和 3 年第 6 回 邑南町議会定例会議事日程（第 5 号）

令和 3 年 9 月 17 日（金）午前 9 時 30 分開議

開議宣告

議事日程の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

日程第 3 請願の委員長報告

請願第 1 号 「核兵器禁止条約に署名・批准を求める意見書」提出を求める請願

日程第 4 議案の討論、採決

議案第 73 号 専決処分の承認を求めることについて
（令和 3 年度 邑南町一般会計補正予算第 6 号）

議案第 74 号 令和 2 年度 邑南町一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第 75 号 令和 2 年度 邑南町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 76 号 令和 2 年度 邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 77 号 令和 2 年度 邑南町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 78 号 令和 2 年度 邑南町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 議案第79号 令和2年度邑南町電気通信事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第80号 令和2年度邑南町水道事業会計決算の認定について
- 議案第81号 邑南町水道事業会計の資本金の額の減少による欠損金の処理について
- 議案第82号 邑南町個人情報保護条例及び邑南町個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部改正について
- 議案第83号 邑南町手数料徴収条例の一部改正について
- 議案第84号 邑南町町営住宅管理条例の一部改正について
- 議案第85号 邑南町江の川下流域活性化事業推進基金条例の廃止について
- 議案第86号 邑智郡総合事務組合理約の変更について
- 議案第87号 令和3年度邑南町一般会計補正予算第7号について
- 議案第88号 令和3年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号について
- 議案第89号 令和3年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第1号について
- 議案第90号 令和3年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第1号について
- 議案第91号 令和3年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第2号について
- 議案第92号 令和3年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第1号について
- 議案第93号 令和3年度邑南町水道事業会計補正予算第2号について

日程第5 委員会提出議案の上程、説明、質疑、討論、採決

発委第6号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について

日程第6 人口問題特別委員会の設置について

日程第7 閉会中の継続調査の付託

日程第8 議員派遣

令和３年第６回邑南町議会定例会追加議事日程（第５号の追加１）

令和３年９月１７日（金）

追加日程第１ 町長提出議案の上程、説明、質疑、討論、採決

議案第９４号 令和３年度邑南町一般会計補正予算第８号について

議案第９５号 令和３年度邑南町水道事業会計補正予算第３号について

令和３年第６回邑南町議会定例会追加議事日程（第５号の追加２）

令和３年９月１７日（金）

追加日程第２ 人口問題特別委員会委員の選任

追加日程第３ 人口問題特別委員会委員長、副委員長の互選

令和3年第5回 邑南町議会 定例会（第5日目） 会議録

【令和3年9月17日（金）】

—— 午前9時30分 開議 ——

~~~~~○~~~~~

開議宣告

●石橋議長（石橋純二） おはようございます。これより本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

●石橋議長（石橋純二） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。3番野
田議員、4番日高議員、お願いいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 一般質問

●石橋議長（石橋純二） 日程第2、一般質問。昨日に引き続き一般質問を行います。  
ここで暫時休憩とさせていただきます。

—— 午前9時30分 休憩 ——

（Aグループ議員退席）

—— 午前9時31分 再開 ——

●石橋議長（石橋純二） 再開をいたします。それでは通告順位第9号、鍵本議員、登壇をお願いいたします。

（鍵本議員登壇）

●鍵本議員（鍵本亜紀） 議長。

●石橋議長（石橋純二） 2番、鍵本議員。

●鍵本議員（鍵本亜紀） 2番鍵本亜紀です。よろしくお願いいたします。邑南町民になって、7年目の秋を迎えております。美しい大自然の中、おいしい地元産のお米やお野菜をいただいて、ありがたく毎日楽しく、暮らせていただいています。今年は雨が多くて、なかなかお日様に会えない夏でしたが、お米はちゃんとできているようで、ありがたいことだと思っています。金色の田んぼが広がる景色の美しさ、邑南町の宝だと思います。今日は、今から台風がきて嵐になるようですが、まだ稲刈りがすんでいない田んぼもあり、心配しています。無難に過ぎますようにと思っています。さて、今日はコロナのことをお尋ねします。毎日毎日感染者が増え続け、緊急事態宣言にまん延防止策、マスクに消毒、イベントも旅行もできないし、お祭りも里帰りもできない。もう、こんな生活も1年半になります。町長はワクチン接種を進めて、このお盆明けには通常の生活に戻れるようにと、おっしゃっていました。実際、ワクチン接種は保健課の皆さんはじめ、関係者の方々の御尽力により、我が町は、他市区町村よりも早く順調に接種がされ、今現在、対象者の約90%が接種がすんでおられるということで、接種にかかわられた関係者の皆様方には、本当に頭が下がる思いです。ありがとうございます。そして、本来なら、もう皆さんワクチンを打たれたんだから、以前のように暮らせるとっておられたと思います。ですが、2回ワクチンを打たれた方も、デルタ株には感染することや、重症化することなどの報道もあり、以前の生活に戻れる日がくるのか心配です。今現在では、国や県に言われるがまま非常事態宣言やまん延防止策、3密回避、飲食は4人まで、イベントは中止と振り回されるばかりです。ここは主体的に、邑南町

ならではのやり方で、各自強い体をつくることをしていければと思います。そこで、四つの提案をさせていただきたいと思います。一つ目は、我が町が誇るA級グルメですね。A級グルメは、永久グルメです。先人たちから受けついで、郷土料理やお味噌や漬物などの、発酵食品を積極的に取り入れて、免疫力をあげる工夫をして、町民の皆さんの健康を守っていく、というのはどうでしょうか。腸内環境は精神にも影響するそうです。邑南町は、おいしい食の宝庫です。これを機に町民に向けて、A級グルメを進めていただく意味でもいいと思うのですが、どうですか。

**○寺本商工観光課長（寺本英仁）** 議長、番外。

**●石橋議長（石橋純二）** はい。寺本商工観光課長。

**○寺本商工観光課長（寺本英仁）** 免疫力については、のちほど保健課長から説明がありますので、商工観光課に関連する取組について、説明をさせていただきます。地域の伝統食や、郷土料理に関連する、A級グルメの取組についてです。平成26年、邑南町日和地区へ食の学校を設置しました。これは閉園となった、旧日和保育所を活用し、町の食文化研究、情報発信拠点としての整備をしたもので、町内の生産者によって作られる質の高い食材や、古くから地域のなかでうまれてきた伝統食、郷土料理などの、邑南町の持つ食の素晴らしさや食文化の学びの場として、活用しています。食の学校で実施している事業は、新商品や新サービスに関する学習と実践、地域食文化に関する調査研究と保存活動、邑南暮らしや食文化に関する情報発信などがあります。このうち、郷土料理や発酵食品に関連したものは、地域の方々を講師に招いた、郷土料理に関する講座や料理教室の開催、これらレシピに関する書籍の発刊による、情報発信をはじめワークショップの開催。町内産品を活用した商品開発。東京農業大学の前橋教授を座長とした、地域資源を活用とした発酵食品の商品開発など、地域の人や食材、資源を繋ぐ様々な取組を行っております。今後も町外の方に邑南町の食の良さを知ってもらうだけではなく、町民の方々に町内の食材の素晴らしさを学ぶ場として、また、邑南町の食というものの誇りを育む場として、広く町民の方に御利用させていただきたいと考えております。

●鍵本議員（鍵本亜紀） 議長。

●石橋議長（石橋純二） 鍵本議員。

●鍵本議員（鍵本亜紀） ありがとうございます。食の学校の話は、聞いたことがあります。もうちょっと、こういうことをやってますみたいな情報が入ってきたら、うれしいなと思います。是非、町内あちこち出かけていただいたり、町内の皆さんにすすめていただくことを、していってもらいたいなと思います。二つ目の提案です。吉本芸人が我が町におられますが、私も大阪出身なのですが、吉本といえばお笑いです。笑えば免疫力があがることは、よく知られているところです。ここは、吉本芸人さんの出番だと思います。コロナで、うつうつとしがちな皆さんに笑いを届けて、大いに笑って過ごせれば心身ともに元気になります。町内に、吉本芸人がおられることを知らない町民の方も多いことです。これを機に、天下の吉本パワーで、町民の皆さんに笑いを提供していくというのは、いかがでしょうか。お願いします。

○寺本商工観光課長（寺本英仁） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） 寺本商工観光課長。

○寺本商工観光課長（寺本英仁） 現在、邑南町では地域おこし協力隊の耕すシェフとして、吉本興業の島根県住みます芸人の方が活動しておられます。この方は、自らが料理人であった経験をいかし、香木の森公園にあるレストラン香夢里等で、研修の傍ら動画編集などのスキルで、A級グルメに関する情報発信なども行っており、役場庁舎内の玄関口にある、デジタルサイネージで流れている映像の一部も、作成されております。また、新聞報道等で既に御承知のとおり、吉本興業とも連携して、町内の生産者や加工事業者と共に、食の学校での商品開発にも取り組んでおり、その一部はすでに商品開発されるなど、邑南町の食の町おこしに幅広く取り組

んでいただいております。このほかにも、耕すシェフのなかには、技術や知識をもった方々がいらっしゃいますので、研修を通じて自己実現を目指していただくと共に、今後もそうした個々の能力が、協力隊のなかで存分に発揮されることを、期待しております。

●鍵本議員（鍵本亜紀） 議長。

●石橋議長（石橋純二） 鍵本議員。

●鍵本議員（鍵本亜紀） 多彩な才能を持っておられるようですので、吉本芸人と言われますと、やっぱりこう笑わかしてくれるっていう期待が、ちょっとありますので、是非その部分でも活躍していただけたらと思います。三つ目の提案ですが、体を動かすこと、お日様を浴びてビタミンDを取り入れることで、免疫力が上がります。我が町はタニタと提携していますから、現行のヘルスツーリズムとあわせて、協力していただいて、町民の皆さんに健康な体づくりを、進めて欲しいと思います。邑南町の、おいしい空気をおもいきり吸い込んで、森林浴をしながら歩く、最高です。いかがでしょうか。

○寺本商工観光課長（寺本英仁） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） 寺本商工観光課長。

○寺本商工観光課長（寺本英仁） 株式会社タニタヘルスリンクとの連携協定と、邑南町ヘルスツーリズムについて、御説明します。今年、令和3年3月、株式会社タニタヘルスリンクと、食と運動を通じた健康のまちづくりを目的に、連携協力に関する協定を結びました。この協定では、健康状態の見える化や健康づくり拠点整備、健康づくりの実践定着の支援などの取組を推進しております。今年度は、ヘルスツーリズムを推進事業として、ノルディックウォーキングを中心とした運動の推進と、タニタヘルスリンクの健康セミナーや健康プログラムを加えたモデル的な取

組を、今月 9 月 25 日から香木の森公園を拠点に始めるところでございます。今年は、新型コロナウイルスの感染症の拡大もあり、町外の方へのヘルスツーリズムに参加していただくのは、難しいことから、町民の方に対して活動量計を貸出し、体重や血圧を定期的に測りながら、自分の健康状態が見える化するとともに、ノルディックウォーキングなどの運動を行いながら、健康に向けた体の変化を実感し、健康づくりを継続してもらうことを、取組を進めてまいります。是非多くの町民の方に、継続的に健康づくりに取り組んでいただきたいと、考えております。

**○土崎保健課長（土崎しのぶ）** 議長、番外。

**●石橋議長（石橋純二）** 土崎保健課長。

**○土崎保健課長（土崎しのぶ）** 鍵本議員の御提案の三つのなかに、共通して免疫力という言葉が出てまいります。保健課から、免疫について少し御説明をさせていただきたいと思います。免疫力は、厳密な定義がある言葉ではありません。人間の身体を、病原体から守る免疫の仕組みは、非常に複雑でありまして、免疫機能を単純な言葉で、表現することはできません。免疫には、自然免疫と獲得免疫があり、この二つは互いに協力し合って、私たちの身体を病原体から守っています。栄養、運動、睡眠、ストレス、肥満などが免疫に与える影響については、多くの研究が行われていますが、完全にメカニズムが解明されているわけではありません。一般的に、よく睡眠をとること、運動をすること、禁煙をすること、健康な体重を維持すること、バランスのとれた食事をするのが、感染防止に有利に働くのではないかと、考えられています。鍵本議員御提案の、発酵食品を食べて腸内環境を整えること。笑いによりストレス解消を図ること。また、適度な運動により免疫細胞を刺激し、働きを活性化することは、免疫力を高めるために、大変効果的であると思います。ただ、これらのことは、1、2回実践したから、すぐに効果があらわれるものではなく、日々習慣化し続けることが必要です。保健課の役割といたしまして、町民の皆様の健康づくりや病気の予防があり、保健師、管理栄養士、歯科衛生士、健康運動指導士等の専門職が配置されております。昨年度以降、新型コロナの感染拡

大、ワクチン接種等の業務により、本来の取組ができにくい状況にはございますが、今後コロナの状況を踏まえつつ、健康づくり活動を行ってまいりたいと思っております。また、ワクチン接種は特定の感染症に対して、自然免疫や獲得免疫を活性化させ、感染リスクを下げる事が証明された、効果的な方法ですので、まだ接種をしておられない町民の皆様につきましては、接種を検討していただければと思います。

●鍵本議員（鍵本亜紀） 議長。

●石橋議長（石橋純二） 鍵本議員。

●鍵本議員（鍵本亜紀） ありがとうございます。おっしゃるように、日常的にこれらを、当たり前に行えるようになれば、ほんと一番いいですね。単発でイベントでやっても、なかなか定着するものではないと思いますが、指導してくださる方々の意識のなかで、ちょっとでも変わっていったらと、そして、実際にイベントしようとかそういう動きがあるなかで、皆さんの意識が高まればいいなと思います。実際こうやって聞いてみることで、今こんな取組をやってるよみたいなことも、私もいろいろ皆さんに教えていただいて、実際にされていますよね。ありがとうございます。今後も、前向きに続けていただけたらと思います。それと四つ目の提案なんです、6月の議会で平野議員が質問されたイベルメクチンのことです。その後、有効性を指摘する意見が多くあります。その後の状況等を、町長に、是非これらが使用されるように、国に働きかけていただきたいなと、思っています。よろしくお願いします。

○土崎保健課長（土崎しのぶ） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） 土崎保健課長。

○土崎保健課長（土崎しのぶ） イベルメクチンはノーベル医学生理学賞を受賞

した、北里大学の大村智特別栄誉教授の研究のもとに開発された飲み薬で、本来は寄生虫によって、失明やリンパ管の腫れが引き起こされる病気の特効薬として、アフリカ諸国を中心に世界中で使われています。日本国内では、皮膚に激しいかゆみが出る疥癬などの治療薬として、承認されております。細胞を使った実験で、昨年新型コロナウイルスの増殖を抑える効果があるとする結果が出されたことから、患者に対する有効性や安全性について、各国で研究が進められています。イベルメクチンは、南米の一部の国などで、新型コロナに対する治療薬として、使われてはおりますが、日本国内では、新型コロナの治療薬としては承認されておらず、昨年9月から北里大学において臨床試験を行い、安全性や有効性を調べております。WHO、世界保健機関をはじめ、FDA、アメリカ食品医薬品局、EMA、欧州医薬品庁は、現段階では新型コロナに対する安全性や有効性が確実でないとして、新型コロナ治療薬としての使用は、まだ推奨されておられません。研究開発を行った医薬品が市販されるまでには、非臨床試験、治験といわれる臨床試験、承認申請、効果や安全性の科学的根拠をもとにした承認、厚生労働省による保険適応の検討等を経て、使用できるようになります。現在、新型コロナウイルス感染症の治療薬として、使用が認められているものとしたしましては、レムデシビル、デキサメタゾン、バリシチニブ、抗体カクテル療法の4種類。承認申請済みのものは、アビガン1種類でありまして、鍵本議員御質問のイベルメクチンは、治験実施中の合計7種類の医薬品の一つです。また、それ以外に臨床研究中の薬品が2種類ございます。いずれも、先ほど述べた手続きを経た後に承認されるものでありまして、市町村の要望により、その過程が早まることはございません。

●鍵本議員（鍵本亜紀） 議長。

●石橋議長（石橋純二） 鍵本議員。

●鍵本議員（鍵本亜紀） 丁寧に答えていただいて、ありがとうございます。邑南町が言ったからといってですね。わかりました。コロナに関しては、県や国からの方針にそっての判断も大事ですが、我が町独自のやり方で、今からのウイズコ

ロナを過ごしていけるように、みんな元気に過ごしていけるように、前向きに考えていただきたいと思います。最後に町長の、感想か何かお聴かせ願いますか。

○石橋町長（石橋良治） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） 石橋町長。

○石橋町長（石橋良治） ワクチンだけではなくて、鍵本議員さんおっしゃるように、身体の中から健康にするという、いろんな御提案については、なるほどなあと今伺いました。残念ながら、今保健課長が言ったようにイベルメクチンを、私という話は通用しないようございまして、国はいろいろと、今治験をいそいでいるようございまして、期待を持って見定めたいというふうに思いますし、特に今の抗体カクテルっていうのが、かなりの高率で重症化を防ぐということが、実証されてきたということでありまして、例えば、診療所でできるようにしてみたらどうかというようなことも、国は前向きに考えているようございまして、そして、今日だと思いますが3回目のワクチンを、接種をしたいというような国の意向を、どうもそういった専門会議にかけるようございまして、ニュースを聞き、そうなりますと打って8か月後の方々から、3回目のワクチンをすすめていく考え方があるようございまして。そのなかで免疫力ということございまして、おっしゃるように、邑南町には免疫力を高める食品がいっぱいあるんだと、改めて質問を伺いました。味噌についても矢高味噌というのがありますし、漬物でも古くから古漬菜とかですね、あるいは広島菜がありますし、邑南町はたくさんの発酵食品があります。味噌、しょうゆ、あるいは豆腐。あるいは日本酒、それから、もろみみそとか、黒ニンニクであるとか、おそらくそういったものを、皆さんも結構健康を気にされている方は食べていらっしゃるんだろうと思います。そうした邑南町にある発酵食品というものを、いろんな方々のお力を借りて、もっともっと増やすように考えていくっていうことは、大事なことかなあとと思います。最後に吉本芸人さんの話もできましたけども、このことを聞いて思い出しますのは、もうすでにやめられたお医者さんであります。邑智病院にお笑い療法士の資格を持った先生がおられました。そ

の方が、当時いろんな会合に出かけられて、笑うことが大切だということを身をもって、話をされたということを思い出します。今、特に笑うことが少ない時代のなかで、せっかくそういった方もいらっしゃるので、そういうところをもって、笑いをお届けするということも、大事な事かなあというふうに聞いております。是非とも今後とも、よろしくお力添えをお願いしたいと思います。

●鍵本議員（鍵本亜紀） 議長。

●石橋議長（石橋純二） 鍵本議員。

●鍵本議員（鍵本亜紀） ありがとうございます。そんな素敵な先生がいらしたんですね。無理やりでも笑顔をつくれば、笑いヨガみたいなこともありますし、皆さんでできれば役場の方々も、皆さん笑顔でいてくださって、町長が率先していつもニコニコしてくださったらいいなと思います。よろしくお願いします。ほんとコロナじゃなくても、人はいつか必ず死んでいくのですから、人生明るく楽しく、邑南町の大自然とともに、元気に暮らしていける町になったらいいなと、思います。どうぞよろしくお願いします。ありがとうございました。終わります。

●石橋議長（石橋純二） 以上で鍵本議員の一般質問は終了いたしました。ここで休憩に入らせていただきます。再開は、午前10時10分とさせていただきます。

—— 午前10時57分 休憩 ——

(Bグループ議員退席)

(Aグループ議員入場)

—— 午前10時10分 再開 ——

●石橋議長（石橋純二） 再開をいたします。続きまして通告順位第10号、瀧

田議員登壇をお願いいたします。

(瀧田議員登壇)

●瀧田議員（瀧田均） 議長。

●石橋議長（石橋純二） 5番、瀧田議員。

●瀧田議員（瀧田均） 5番、瀧田均でございます。議長の許可をいただいて、一般質問をさせていただきます。本日は、午後から台風が接近するということで、日程が繰り上げられておりますので、早速質問に入りたいと思います。今回は、二つの質問項目を設けております。一つ目は米価下落の改善策について。もう一つが収入保険の加入拡大と園芸の推進についてでございます。まず、米価下落の改善策について、お伺いを何点かさせていただきます。まず、1点目。なぜ平成30年産の米の出荷価格が大幅な下落になったのか、ということをお聞きしたいと思います。全農県本部や経済連がJAに提示する、2021年産の概算金や買取り価格が、9月10日主要産地で出そろったと、9月11日に新聞で報道をされています。前年産から、2割から3割の下げ幅で、一俵60キロあたり、2,000円から3,000円の下落が中心になっているとのこととあります。一袋あたりにしますと、1,000円から1,500円の下落で、この金額のままだと、農業者にとってはかなりの減収になることが予想されると思います。私たちの地域も、全国の状況と同様でありまして、JA島根おおち地区本部から、仮単価一覧表をいただいて、下落幅の大きさに驚いたところでございます。例年は支払われております12月の追加払いで、下落幅が縮小することを願っているところであります。さて、7月末の報道によりますと、今年産の米生産について、需要に見合った適正生産量とするには、全国の作付面積の5%分、6万7,000ヘクタール、量にして36万トンの主食用米から、飼料用米等の非主食用米への用途変更をする必要があるということで、農水省が東北の主要産地をはじめ、全国各地へ要請を行ってその目標を達成したと、報道がっております。いわゆる深掘りという取組ですが、農業者や関係者の努力

により、過去最大規模の作付転換が達成できたにもかかわらず、なぜ、米の出荷価格が大幅な下落になったのか、お伺いしたいと思います。

○大賀農林振興課長（大賀定） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） 大賀農林振興課長。

○大賀農林振興課長（大賀定） 米価の大幅な下落となったのかという、御質問でございます。新聞報道、それから飼料米への転換などにつきましては、先ほど議員おっしゃいましたとおりでございます。要因としましては、令和３年６月末の主食用米の民間在庫量が、全国で２１９万トンということをお聞きしております。民間在庫の適正量は１８０から２００万トンというふうに聞いております。それに加えて、令和３年産主食用米の生産量は６９３万トンが見込まれ、合わせて主食用米の供給量が９１２万トンになるという予測でございます。主食用米の需要量は、７０３万トンでございます。供給量の９１２万トンから差し引きますと、来年６月末の民間在庫量は２１０万トン程度になると試算をされております。令和３年産米の出回りが本格化今後していくなか、令和２年産米の在庫消化が進んでいない状況となっております。新型コロナウイルスの影響や米離れで需要が減り、販売がふるわないなか、さらに業務用需要の低迷もあり、出荷停滞や在庫高となっておりますことから、今回の米の買取り価格となったというふうに、思っております。

●瀧田議員（瀧田均） 議長。

●石橋議長（石橋純二） 瀧田議員。

●瀧田議員（瀧田均） コロナの影響で外食がふるわず、去年産の米もだぶついているということで、今年産が米価が下がったという、説明だったというふうに思います。ここで、農家の皆さんがＪＡに出荷した米代の支払い方法について、違いをお聞きしたいと思います。ＪＡから農業者に支払われる米代について、先ほど紹

介しました報道のなかに、概算金と買取り価格、二種類の支払い方があることの記述がありましたけれども、J Aしまねは、数年前から米の出荷価格を買取り価格で生産者に米代を支払っていると、承知をしております。以前は、概算金支払いで行われていたと思うんですが、この二つ、どこがどう違うのか説明をしていただきたいと思います。

**○大賀農林振興課長（大賀定）** 議長、番外。

**●石橋議長（石橋純二）** はい。大賀農林振興課長。

**○大賀農林振興課長（大賀定）** 米の買取り価格と概算金との違いはどうか、という御質問でございます。米の買い取りにおける価格につきましては、J Aからいただいた資料をもとに、産業建設常任委員会におきまして、これまでも米の買取り価格として、説明をさせていただいております。J A島根おおち地区本部では、米の買取りにおける価格につきましては、一般的な概算金ではなく仮単価という言い方をされております。本年度も、8月25日に令和3年産米の仮単価を決定され、公表されております。公表後、今後も販売に努め情勢を見極めながら、12月に追加金、その後精算金を生産者の方に支払うとされております。一方、概算金は決定公表されたのち、追加払いもあるが状況の急変等により、さらに引き下げもあり得るというふうに、伺っているところでございます。

**●瀧田議員（瀧田均）** 議長。

**●石橋議長（石橋純二）** 瀧田議員。

**●瀧田議員（瀧田均）** いずれにしても生産者というのは、1回目にはいただいた米代によって多ければ喜ばすし、少なければ嘆きますし、一喜一憂するわけですが、1回目の米代が多くて、1年間一生懸命米作りをしてきた、その代償として喜びがあることが、農業者の苦勞に報いるものだというふうに思っております。

続いて、3番目の質問に移ります。米の生産目標というのがありますが、これは機能してしますか、という質問です。平成30年産から、新たな米政策が始まったと、これは皆さん御承知のとおりだと思います。今年で4年目になると思いますが、この新たな米政策は、行政による生産数量目標の配分がなくなり、農業者は国が策定する需給見通し等の情報提供を見極めて、需要に応じた米の生産、販売を行う仕組みとなっており、行政、生産者団体、現場が一体となって、取り組むこととされていると思います。米の生産過剰を防止する観点からだと思われますが、新たな米政策の初年度、平成30年からですね、各都道府県では生産目標が設定されていると思います。この生産目標は、全国的に米生産が過剰とならないようにするための措置として、適正な生産面積の配分をきちんと定着させる目的として、位置づけられるべきだと思います。また、都道府県の目安を受けて市町村にも、米の生産目安が配分されていると思いますが。各地の農業再生協議会が示す生産目安は、米の需給均衡のとれた生産に対し、しっかりと機能しているのかお伺いをいたします。

**○大賀農林振興課長（大賀定）** 議長、番外。

**●石橋議長（石橋純二）** 大賀農林振興課長。

**○大賀農林振興課長（大賀定）** 各地の農業再生協議会が示す生産目安は、機能しているかという御質問でございます。先ほど、瀧田議員おっしゃいましたように、米政策の見直しに伴い、平成30年産から国による米の生産数量目標配分が廃止され、生産者や集荷業者などが中心となり、需要に応じた生産を目指すことになったものでございます。一方、島根県は現場の不安解消や、県産米の売れ残り防止の観点から、当面の間、これまでと同様の手法で、県農業再生協議会から地域農業再生協議会へ、生産数量の目安を示すとされておりました。本町におきましては、前年の作付面積をベースに、自治会や集落に対して目安を示しながらも、需要に応じた米の生産を可能な限り拡大することとし、目安よりも多い作付面積を希望される生産者につきましては、その目安にこだわらず作付けをしていただけるようにしてまいりました。しかしながら、現在は目安を示しておりません。ということから、現

状では生産数量目安の提示は、機能はしていないと思っているところでございます。それから、全国的な状況を少し説明させていただきますと、平成30年産から生産数量目標配分が廃止されたということを受けまして、東京都、大阪府を除いて、45道府県で、生産量や作付面積の目安、参考値を独自に示すことにされております。山形県や富山県、宮崎県など13県は、農家、生産者ごとの数値まで示されているということで、従来と同じ対応をとられたとお聞きしております。島根県を含む27道県は市町村ごとの数値を示し、生産者ごとのふりわけは、各地域に委ねるという対応を取られたということでございます。残りの5府県。秋田県、静岡県、京都府、岡山県、徳島県につきましては、全体の数値を示すのみという対応をとられたということで聞いております。このような状況のなか、邑南町におきましても、水稻の生産について取り組んでまいったところでございます。

●瀧田議員（瀧田均） 議長。

●石橋議長（石橋純二） 瀧田議員。

●瀧田議員（瀧田均） 今各県の状況をたくさん言っていただきましたが、全然頭に入っておりませんが、生産目安というのは示されていても、各地の再生協議会や生産者が生産面積を守らなければ、絵に描いた餅となってしまいます。米余りは、解消できないものと思います。生産目安は先ほど課長言われましたように、強制力はない性格のものでございますので、そうした観点から、邑南町は生産目標よりも多く作付けを、生産者にさせていただいていると、先ほどおっしゃいましたが、数字的にはどうなっているのか、さらにお聞きをしたいと思います。邑南町の場合をとって、令和3年の生産目安の配分面積に対して、作付けの実績面積はどうなっているのか、数値を教えてください。

○大賀農林振興課長（大賀定） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） 大賀農林振興課長。

**○大賀農林振興課長（大賀定）** 本町の生産数量目安、目標に対する実際の作付けの状況ということだと思っております。先ほども、若干ふれましたですけども、平成30年、31年産につきましては、県から目安が提示されております。それ以降邑南町は目安の提示をいただいておりますので、そのことは御承知おきのうえ、お聞きいただきたいと思います。まず、平成30年産米につきましては、面積換算で926ヘクタールの目安の提示がございました。これに対しまして邑南町では、主食用水稻は1,023ヘクタールの作付けでございました。次に、令和元年産米につきましては、936ヘクタールの目安の提示がございましたが、実際には1,013ヘクタールの作付けでございました。以降、目安の提示はなく、令和2年産米は1,002ヘクタールで、令和3年産米は989ヘクタールの見込みでございます。

**○大賀農林振興課長（大賀定）** 実績と見込んでいる数字を、先ほど申し上げたつもりでございます。

**●瀧田議員（瀧田均）** 議長。

**●石橋議長（石橋純二）** 瀧田議員。

**●瀧田議員（瀧田均）** 30年産から今年までの数値を言っていただきましたが、30年も元年も、926、936に対して、1,023、1,013はということで、作付けの実績が大幅に多いということで、それは今年産でもそういうことになっているんだろうと思います。邑南町がそういった状況で、目安があっても実際の作付けは多い。それから、2年産、3年産については、もう目安はきていない。自分のところで判断して、作付けをするということになっていると、理解しておりますが、そうなりますと、生産の目安はあってもなくても、おなじことだと理解ができると思うんですが、生産目安はあっても意味のない設定と、理解をせざるを得ないということで、非常に悲しい状況だなあと認識をしたところでございます。次

に四つ目の質問ですが、米余りによる米価下落を起こさないためにはどうすれば良いかということをお聞きしたいと思います。米余りを起こさないためには、米生産を減少させることと、米消費を拡大することが考えられます。両方行うことができれば、より効果的かと思います。今年7月時点の1年間の、米需要量は先ほど課長も言われたかと思いますが704万トンで、昨今のコロナ禍による影響も含めて、年間、毎年10万トンずつ、米の消費が減少しているといわれております。米の民間在庫量は、6月末で先ほど言われたように219万トンとのことで、毎年米の在庫量が少しずつ増えていると周知をされております。適正な民間在庫量は、課長も言われましたが、180万トンから200万トンとされておまして、在庫量の増加を考慮して、米生産を減少させる必要を迫られていると感じております。先ほど申し上げた米の生産目安は、任意的なものと理解されており、強制力はありませんので、米生産を減少させる決め手にはならないと感じております。米余りを解消し適正な米生産量を安定させるためには、ある程度強制力のある、国による生産調整を復活することが有効だと考えますが、あり得るのか考えをお伺いします。一方、米余りを解消する方法として、消費拡大が考えられますが、食生活の変化が定着したなか、食習慣の改善で米消費を増加させることができるか、疑問に思っているところでございます。何らかの方策で消費拡大は可能となるのかもあわせて、お聞きいたします。

**○大賀農林振興課長（大賀定）** 議長、番外。

**●石橋議長（石橋純二）** 大賀農林振興課長。

**○大賀農林振興課長（大賀定）** 国による生産調整復活はありうるか、そして、消費拡大は可能か、という御質問でございます。先ほどから、申し上げておりますように、平成30年度からは、これまでの生産抑制策とは違い、生産目標配分が廃止され、産地自らが需要に応じた生産に取り組むようになっております。この現状におきまして、生産調整の復活はないのではないか、と思っております。よって、生産調整をして米の生産量を減少させることは、難しいと考えております。近年は

米離れが著しいと、いわれております。米の消費が急激に減少しており、1年間の米の消費量は、ピーク時の約半分にまで落ち込んでいるとも、いわれております。最も大きな理由は、食文化の多様化。それから、副食の摂取量の増加などがあげられております。パンやパスタを好んで食べる方々も多くなっております。そのようなことから、産地や生産者にとっては、非常に厳しい状況が続いております。今一度、米が日本の主食であることに立ち返り、新型コロナウイルスの影響で低迷している、外食などの業務用事業の回復を期待する一方で、消費者に指示される安全、安心な、売れる米づくりに努めていくことが、今求められているのではないかと、思っております。あわせまして、生産者と消費者の双方が協力し合わなければ、日本の食料問題、米余りの問題につきましては、解決が難しい状況であると思っております。

●瀧田議員（瀧田均） 議長。

●石橋議長（石橋純二） 瀧田議員。

●瀧田議員（瀧田均） なかなか米の消費の増加ということが、なかなか難しいと思いますので、今後も人口減少していくわけですから、だんだん消費量が減っていくのは、おのずとわかると思います。次、最後の五番目の質問に移りたいと思います。年々、先ほど申し上げましたように、米消費が減少するなか、必要以上に米を生産すれば、米価下落につながりますので、米生産にかかわる水田を活用した、園芸生産の拡大に取り組むことを、提案をいたします。先ほどの質問で、邑南町の水稲作付面積は、生産目安をはるかに超えておりますし、今は生産目安を受け取っていないということが、明らかになりました。農業者の皆さんは園芸生産に比べ、生産するのに手間の少ない、水稲による米生産を選択される方が多いのは、理解できます。しかし、そうした考えの農業者が、全国規模でおられるわけですから、米生産が過剰になり、米価下落となるのは、しごく当然のことと思います。全国規模での米生産は、必要な量以上生産しないことが重要なことだと、私は思っております。それを全国各地の農業者が理解したうえで、それぞれの地域にあった水稲以外の農

産物の生産に取り組むことが、必要なことだと思います。邑南町においては、米あまりの解消、農業者の収入増加、園芸作付けの拡大等を目指して、過剰な水稻生産分を、園芸生産へ転換するよう取組を進めて欲しいと思っております。そこで、農業者の園芸生産への転換意欲を引き出すために、現在の制度にある町の園芸推進品目等に対する産地交付金に上乗せをして、園芸生産推進奨励金、私が勝手に名前を付けたんですが、これを交付して、園芸生産への転換が推進するように提案をいたします。また、一昨日、日高議員の有機農業推進の質問に対し、石橋町長は有機農業の町内への波及、浸透に邑南町としても役割を果たしたいと述べられ、来年度予算で、なんらかの措置を講じる考えも述べられました。そこで、私の有機農業や有機農法の推進を少しでも前に進めるため、もう一つ提案をしたいと思います。先ほどの米あまり解消のための、園芸推進の考え方と整合するものですが、水田を活用して有機栽培による米以外の農産物を生産した場合、環境保全型農業直接支払い交付金が交付されると思いますが、それにあわせ邑南町として、有機農業推進奨励金、これも私が勝手につけました。上乗せして交付をし、米以外の園芸作物の生産拡大をの取組を強化していただきたいと、考えております。担当課においては、今までも園芸生産の拡大について、農業者の皆さんに呼びかけられているというのは承知をしております。しかし、園芸生産への転換が進んでいないのが、現状となっていることから、呼びかけだけでなく、意欲を引き出す奨励金の新設について、二つの提案を行ったところでありまして、この提案への感想を述べていただきたいと思います。

**○大賀農林振興課長（大賀定）** 議長、番外。

**●石橋議長（石橋純二）** 大賀農林振興課長。

**○大賀農林振興課長（大賀定）** 米生産にかわる園芸品目の拡大推進、それから新たな生産に対する支援制度の提案を、いただいたところでございます。まず、平成30年度から、邑南町は自らが需要に応じた生産に取り組むということで、目安にこだわらず、可能な限り主食用水稻を作付けしていただくよう、取り組んでまい

りましたが、それと並行して、水稻よりも高収益の見込める園芸作物への転換も、勧めてきております。今後も取組の姿勢はかわらず、努めていきたいと思っております。現在、邑南町におきましても、経営所得安定対策の産地交付金を、県枠、町枠、それぞれ取組の品目を定めまして、生産者の皆さんに、交付金の取組みを勧めているところでございます。それから、我が国におきましては高温多湿の環境で、雨も多く、このような気象条件のなかで、安定した生産が行える作物は、水稻が一番適しているということを前提にしながらも、先ほどおっしゃいました、高収益作物をである、園芸品目に転換を勧めているところでございます。先日の、日高議員さんの御質問にもございましたように、町長からも答弁がありましたように、有機稲作、水稻に続いて、また、有機の野菜等の取組がのぞめるようであれば、そのあたりも検討はすべきと思っているところでございます。で、冒頭で申し上げました、経営所得安定対策の取組、町枠への町の上乗せなどの御要望と思いますが、このことにつきましては、財源のこともございます。そのなかで優先順位をつけながら、瀧田議員の御提案を参考にして、4年度実現可能であるかどうかは、今後、研究をしながら、検討していきたいと思っております。以上です。

●瀧田議員（瀧田均） 議長

●石橋議長（石橋純二） 瀧田議員。

●瀧田議員（瀧田均） 米あまりの解消で作付けを下げるとともに、その分を園芸へ転換して収益を高めたり、販売が行き渡る地産地消が進むというようなことを、よくよく考えていただければなあと思います。それでは、次の2項目へ移りたいと思います。収入保険の加入拡大と園芸の推進についてでございますが、1項目の園芸への転換ということとも関係があることでございます。一つ目の質問ですが、農産物の減収、近年非常に雨がなくて災害が多いですので、減収になるということとはよくあると思いますが、現在のそうなったときの現在の収入補填制度は、稲作を主としたナラシ対策と農産物全般を対象とした、収入保険制度、この2種類があると認識をしておりますが、この違いについて、説明をしていただきたいと思います。

○大賀農林振興課長（大賀定） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） 大賀農林振興課長。

○大賀農林振興課長（大賀定） ナラシ対策と収入保険の違いについての、御質問でございます。経営所得安定対策の、米、畑作物の収入減少影響緩和交付金である、ナラシ対策について、おおまかに御説明をいたします。ナラシ対策は、対象農産物である米、麦、大豆などの出荷、販売収入額が価格の下落などにより、標準的収入額を下回った場合に、その下回った額の9割が補填されるものでございます。対象となる農業者に規模要件はなく、認定農業者、集落営農、認定新規就農者となっております。次に農業経営収入保険について、御説明をいたします。収入保険はすべての農産物を対象としており、保険期間の収入が自然災害による収量減少、価格低下など農業者の経営努力では避けられない様々なリスクにより、基準収入の9割を下回った場合に、その下回った額の9割が補填されるものでございます。対象となる農業者は、青色申告を行っている農業経営者というふうになっております。なお、ナラシ対策と収入保険は、重複加入できないことになっております。

●瀧田議員（瀧田均） 議長。

●石橋議長（石橋純二） 瀧田議員。

●瀧田議員（瀧田均） 収入保険は青色申告が、必須ということを伺いました。次の質問も、今のと関連があります。二つ目の質問ですが、近年地球温暖化の影響で、水害による農業被害が頻発しているのは、全国的な状況でございます。それに対応した救済制度を農業者が選定し、被害対策を講じる必要があると思います。農業被害が発生した際、収入保険のような、セーフティーネットがなければ農業被害を受けたときに、農業継続の意欲はぐっと減退すると思います。一つ前の質問項目でも、園芸生産の拡大を提案をしていますが、園芸生産とセットで、収入保険への

加入を推進していただいて、収入保険に加入される農業者が、被害にあったときに困らないように、するために積極的に加入を勧めるなど、何か支援策をいただければというふうに思います。

**○大賀農林振興課長（大賀定）** 議長、番外。

**●石橋議長（石橋純二）** 大賀農林振興課長。

**○大賀農林振興課長（大賀定）** 園芸品目の拡大とセットで、収入保険に加入される農業者を支援をしてほしいという、御質問でございます。様々なリスクに備え経営の安定や継続のため、収入保険などのセーフティーネットに加入しておくことは、農業に限らず事業経営において、極めて重要なことであると思っております。そのような観点から、町内農業者の収入保険への加入を後押しするため、本定例会提出の補正予算におきまして、収入保険加入促進事業として、加入者負担保険料補助にかかる経費をお願いをしております。決定をいただきましたら、関係機関と連携しながら、加入の促進に取り組んでまいりたいと思っております。あわせて、瀧田議員おっしゃいますように、園芸品目の拡大ということで、これまでも取り組んでまいっておりますけれども、白ネギやブロッコリーなどを中心に高収益の見込める園芸作物への、水稻からの転換の推奨、面積の拡大を関係機関と連携しながら、今後も引き続き図ってまいりたいというふうに思っております。

**●瀧田議員（瀧田均）** 議長。

**●石橋議長（石橋純二）** 瀧田議員。

**●瀧田議員（瀧田均）** 前向きな御発言をいただきまして、ありがとうございます。この定例会へ議案を出しておられるということで、非常によいことだなあと、賛成をしたいと思います。今年度はよろしいですが、1年ぽっきりで終わりということになっても、よくないと思います。継続して収入保険に加入していただいて、

野菜を作られる人が、もしも災害にあったときに、補填をされるということを定着をさせていただくために、来年度以降も、新規に加入される農業者に対しては、今年と同じように、2分の1の金額を助成する事業を推進をしていただきたいと思います。回答はよろしいので、よろしく検討をお願いします。最後の質問に移ります。道の駅瑞穂の再整備が進められていますが、一つ目の質問項目で提案をしておりますとおり、町内の農業者が、園芸生産拡大に取り組み産直市みずほ等への農産物への出荷が増加することを期待しております。新たな道の駅での町内生産農産物の品ぞろえを充実させるためには、園芸生産者が現在以上に、増えることが必須の条件というふうに認識をしております。今後それが実現できるかどうかということをお聞きをしたいと思います。また、道の駅瑞穂ばかりではなく、雲井の里については、今後どのように考えておられるか、これもあわせてお伺いをしたいと思います。

**○大賀農林振興課長（大賀定）** 議長、番外。

**●石橋議長（石橋純二）** 大賀農林振興課長。

**○大賀農林振興課長（大賀定）** 道の駅瑞穂再整備に向けて、産直市みずほなどへの農産物の出荷増加を期待するという御意見をいただきました。道の駅瑞穂再整備に向けまして、産直市みずほだけではなく、雲井の里ふれあい市場や香楽マルシェも含め、町内の農産物直売所への町内産農産物の安定的な出荷が求められていると思っております。先ほど、瀧田議員おっしゃったとおりでございます。また、現在の出荷者の高齢化などにより、世代交代も徐々に進んでいくなかで、新たな生産者の育成が必要となってまいります。直売所出荷のための新たな取組、作付け面積の拡大などを支援していくとともに、消費者目線を意識し、直売所が求める農産物の出荷につきまして、それぞれの直売所や関係者からの助言を含め、引き続き協議を重ねてまいりたいと思っております。これにつきましては、実現をさせていかなければならないと思っております。

**○石橋町長（石橋良治）** 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） 石橋町長。

○石橋町長（石橋良治） 私の方からは、特にお尋ねの来年度の予算で、産地交付金の上乗せをどうするかということについて、あるいは、有機農業の普及について、あるいは、雲井の里の今後の方向性ということについて、私の思いを少し述べさせてもらいたいと思います。その前に、瀧田議員も何度もおっしゃっているように、やはり日本全体では、米は主要な主食品でございまして、これがどんどんどんどん今のような危険な状況に陥っているということは、非常に、私はまずいと思っています。生産調整から、今ははっきりいって、JAとか卸の業者さんとのいわゆる相対でのいろんな取引で、いわゆる市場原理の価格になっているんじゃないかなあ、と思います。もちろん、島根県は再生協議会というものもございまして、各県でもそのへんは、それぞれ濃淡があると思いますけども、いずれにしても、こうしたコロナ禍のなかで、かなり米の値段が、どんどん落ち込んでいるということについては、農家の方々の生産意欲っていうのは、非常に減退しているというのは、当然だろうと思いますし、ここをなんとかしなきゃいけないということは、これはまさに、国政の問題でもあると思います。常に米の問題は国政と、常に関連しながら、揺れてきたっていうのが現状の歴史でございまして。ただ、私ども邑南町としては、やはり基幹産業である農業、そのなかの米づくりっていうのは、当然、今後ともやっていかなきゃいけないこととございまして、島根県や国に対してどういうふうに、やっぱり訴えかけていくか、今のそうした市場原理に基づいた、価格でいいのかどうかということ、やっぱり問われている、今日ではないかと思います。一つ大きなことをいいますと、いわゆる従来から言っている食糧安保ということがあります。やはりこうした気候変動のなかで、米はだんだんだんだん生産が落ちてくる。さらに、気候変動で追い打ちをかけて、米の量が日本でとれなくなると、やはり危険な外国の輸入米を高く仕入れなきゃいけないという時代も、くるかもしれません。それは、絶対まずいと思います。ですから、やっぱり一定の米の生産というものを確保していく、ということで、農家の方々には、こたえていかなきゃいけない、まさに農政の突きつけられた問題だろうと思います。そして、米も含めて農地

を守っていらっしゃる、農家の方々っていうことの存在意義。ここも、もう一度国の方は見直しをしてもらわなきゃいけない。自分達の売上げのために、確かに米を作って農地を守っていらっしゃるんだけど、それはひいては、先ほど言ったような、日本の農政を守っているということになるわけでありますので、ここをどういうふうに、国は支援をしていくかということだろうと、私は思います。そういうことを考えると、やっぱり、国は米の価格の下支え、これしっかり、やっぱりやっぺいかないと、どんどんどんどん落ちていくということになると、大変まずいんだろうと思います。価格の下支えをするということについては、国の予算というものがあるわけですが、そこはやはりもう一度見直しをしていただいて、例えば、今外国からアクセスミニマム米ということで、770万トン仕入れてる。強制的に入ってるわけですが、米の日本の生産量の約1割に当たるわけですね。これのやはりいわゆる仕入れるお金、あるいはそれを補完するお金を、計算すると新聞報道によりますと、数百億円になるということです。これをなんとかやっぱりもうミニマムアクセス米はもうだめだということで、しっかり、外国と交渉することによってそうしたお金をですね、下支えの方に使っていくっていうことも、一つの考え方であろうかと思います。まさに、今、政治の手腕が問われていることではないかなあと思います。それは、そういうことではありますけれども、議員の御指摘のように、邑南町の大変おいしい野菜をどういうふうに作っていくかということの流れも、当然あるわけでごさいます、園芸品目の拡大ということを、邑南町も取り組んでいるわけでごさいます。新規就農者が、どんどん毎年増えているわけでごさいます。米をやるのではなくて、ほとんどの方が園芸品目ということも、あるわけでごさいますし、やっぱり魅力があるんだろうというふうに思います。邑南野菜ということで、A級グルメの一つの大きな柱になっているっていうことも、事実だろうと思います。そういうことを考えますと、そこにやはり何らかの誘導策というものが、必要ではないかなあ、当然思います。御指摘のように、産地交付金の上乗せ、これをできるだけ可能な限り前向きに、来年度の予算にむけて、考えていきたいというふうに思います。さらには、水田を活用した有機農業。現在、私の知るところによりますと、約5名の方が、700ヘクタールを作っていらっしゃるわけであります。国がいう有機農業っていうのは、かなり厳しいわけであります。特に、一番日

本でも使用量の多い、ネオニコチノイド系の農薬、これを使わないということになるんだろうと思います。今、何回かの答弁でも言っておりますけども、国は正式な名前ですけども、農薬取締法のなかで、このネオニコチノイド系の農薬をある意味では、規制の方に再評価をして、規制の方に向かっているという情報もつかんでおります。ここを国は、今年度中に再評価をして、どういう扱いをしていくかということ、法律の改正ということ、視野に考えていらっしゃるわけでありましたが、邑南町でも、かなり使われている部分あるかもしれません。ここをしっかりと、国の動向を見極めながら、有機農業に取り組んでいくことが、大事だろうと思いますし、かなり、従来の慣行的な作り方から、かなり手間暇のかかるやり方もあるわけございまして、そこに共鳴する方々を、やっぱり増やしていく場づくりを、邑南町もやっていきたいなあと考えています。最後に雲井の里の問題であります、昨日も御質問いただいておりますように、道の駅瑞穂だけではなくて、他の雲井の里に代表するような、他の直売所についても、共存、共栄でやるべきだということについては、私も以前からそういうことを申し上げておりますし、全く異論はないし、むしろそういうこともしっかりと、並行して検討していくことが、大事だろうというふうに思います。特に雲井の里については、歴史がある非常に地域にとっても欠くことのできない、直売所でございます。これを、やはり、持続可能な雲井の里にどうするかということについては、少しずつではありますけども、地元の方々と、一緒になって検討を始めております。特に、雲井の里の場合については、地元の宮田議員さんにも力をいただいているわけではあります、井原の地域づくりをどうするかということについても、非常にかかわる問題でございます。今、井原では、公民館をどうするのかということもございまして、それから、現状井原には過去あったJAの店舗もなくなり、それから商店もなくなろうとしています。そうしたなかの雲井の里の役割も含めてですね、雲井の里の在り方というものを、地域の皆さんと一緒に考えておる最中でございますので、どうか御理解を賜りたいというふうに思います。

●瀧田議員（瀧田均） 議長。

●石橋議長（石橋純二） 瀧田議員。

●瀧田議員（瀧田均） 町長には、総括的に御意見をいただくようにしていましたが、今述べていただきましたので、一つだけ検討を今後していただきたいことを申し上げて、終わりにしたいと思います。先ほどらいずっと言っておりますように、全国規模で米の過剰生産になっているわけございまして、解消する制度を定着をさせるために、以前のような生産目標を設定するなど、いろんな手法があるのかと思いますが、町村長会等で検討いただいて、農水省はじめ、関係団体に適正な米生産になる方策を、申し入れていっていただければと、お願いをしておきます。今定例会でも、瑞穂の道の駅の再整備についていろいろ議論がなされました。まだ時間はあるようではありますが、そういつて油断をしとくと、すぐ年数はたっていきますので、道の駅の立派な仕組みができるように、どうか、私たちも一生懸命考えていきますので、どうか、立派な道の駅が再整備されますように、ともに頑張っていきましょう。私の一般質問これで終わります。

●石橋議長（石橋純二） 以上で瀧田議員の一般質問は終了いたしました。ここで休憩に入らせていただきます。再開は11時25分とさせていただきます。

—— 午前11時7分 休憩 ——

—— 午前11時25分 再開 ——

~~~~~○~~~~~

（ 日程第3 請願の委員長報告 ）

●石橋議長（石橋純二） 再開をいたします。日程第3、請願の委員長報告を議題といたします。本定例会において、請願第1号、核兵器禁止条約に署名批准を求める意見書提出を求める請願が、総務教民常任委員会に付託されております。請願第1号の審査結果について、委員長の報告を求めます。

●平野委員長（平野一成） 議長。

●石橋議長（石橋純二） 平野総務教民常任委員会委員長。

（平野委員長登壇）

●平野委員長（平野一成） それでは、報告をさせていただきます。令和3年9月17日、邑南町議会議長、石橋純二様。総務教民常任委員会委員長、平野一成。請願審査報告書。本委員会に付託された請願を審査した結果、下記のとおり決定しましたので、邑南町議会会議規則第93条第1項の規定により報告します。記。請願審査報告について。受理番号、請願第1号。付託年月日、令和3年9月6日。件名、核兵器禁止条約に署名批准を求める意見書提出を求める請願。審査結果を申し上げます。不採択。委員会の意見でございますが、この請願は、新日本婦人の会、邑智支部、支部長、石橋由岐子氏より提出されたもので、日本政府に対し、核兵器禁止条約を直ちに調印批准し、核兵器全面禁止廃止の責任を果たすよう、内閣総理大臣、外務大臣宛に、核兵器禁止条約に署名批准を求める意見書を提出するよう請願されたものである。本委員会で審査した結果、核兵器のない世界へという趣旨には、全員が賛同したものの、核兵器に関するあらゆる活動を全面的に禁止するという、この条約に批准した国の中には、核保有国や核抑止力に依存する国は含まれておらず、この条約の実効性には疑問があるということ。また、日本国は核保有国を含む核不拡散条約を批准し、核の拡散防止の活動を続けている。こうした現在の世界情勢や日本国のおかれた状況を考えたとき、この条約に直ちに、調印批准するという環境にはないという意見が多数を占めた。よって、委員会としては、願意に沿って意見書を提出すべきではないとし、請願は不採択としました。措置はございません。以上でございます。

●石橋議長（石橋純二） 以上で委員長報告は、終了いたしました。委員長報告に対する、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので、質疑を終わります。

(平野委員長降壇)

●石橋議長（石橋純二） 次に、本件については、日高議員から会議規則第75条第2項の規定により、少数意見報告書が提出されております。少数意見者の報告を求めます。日高議員、お願いします。

(日高議員登壇)

●日高議員（日高八重美） 令和3年9月17日。邑南町議会議長、石橋純二様。総務教民常任委員会委員、日高八重美。賛成者、中村昌史議員。少数意見の報告をいたします。9月17日の本会議において、留保した少数意見を次のとおり、邑南町議会会議規則第75条第2項の規定により報告します。1、請願第1号、核兵器禁止条約に署名批准を求める意見書の提出を求める請願。2、意見の要旨、2021年1月22日、核兵器禁止条約が発効しました。核廃絶を求める運動は、唯一の被爆国日本で国民が、被爆者とともに行動に立ち上がり、世界に広がった運動です。2022年3月には、第1回締約国会議が開かれます。日本政府は、核保有国と非保有国の橋渡しをしようとしています。その役割を果たすよう訴え続けることが大切です。邑南町では、平和の取り組みとして、8月には事前学習をして、歩こう広島までを、子供たちも含めて実践しています。公民館では、原爆の写真展を催したり、語り部の話を聴く会が行われています。非核平和の町宣言を制定している邑南町に日本政府に対して唯一の被爆国の役割として、核兵器禁止条約に署名批准を求める意見書の提出を求めます。

●石橋議長（石橋純二） 以上で少数意見者の報告は、終了いたしました。報告

に対する質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので、質疑を終わります。

(日高議員降壇)

●石橋議長（石橋純二） これより、討論に入ります。本件に対する委員長の報告は不採択です。少数意見者の報告は、採択です。したがって討論は、原案である請願第1号に対する反対討論から始め、賛成討論、反対討論と交互に行います。はじめに、反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありませんか。

●中村議員（中村昌史） 議長。

●石橋議長（石橋純二） 中村議員。

(中村議員登壇)

●中村議員（中村昌史） 請願第1号に、採択の立場で討論を行います。戦後76年が過ぎ、戦争体験者、被爆体験者の数はどんどん減少していております。そんな中、非核平和宣言を行っている、邑南町として、あるいは、広島までの平和行進等、様々な場面を通じて、平和教育を進めている邑南町として、今抱えておる課題は、この非核平和の精神、思いを後世に伝える。これが求められていることだと思います。この核兵器禁止条約は、核兵器の開発、取得、保有、使用はもちろん

ですが、威嚇をも禁止する、画期的な条約であると思います。今、国に対してこの条約の批准を求めることは、先ほど申しました、非核、平和の思いを後世に伝えるうえで、この条約の内容を改めて確認し、この条約の発行について、尽力された皆様方、特に被爆者の皆様の思いを、再確認することによって、非核平和の思いを、みんなで考え直す、契機になると考えます。この観点からも、国に条約の批准を求める、この請願は採択すべきと考えます。議員諸兄の賛同を求めます。

(中村議員降壇)

●石橋議長（石橋純二） 反対討論はございませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はございませんか。

●日高議員（日高八重美） 議長。

●石橋議長（石橋純二） 日高議員。

(日高議員登壇)

●日高議員（日高八重美） 今回の請願に対し、採択すべきとして、賛成意見を述べます。広島と長崎にアメリカの原子爆弾が投下されて、72年を経た2017年7月7日、歴史的な核兵器禁止条約が採択されました。今年の1月22日条約が発効され、核兵器は国際上初めて違法とされてます。核兵器廃絶を目指す様々な会は、核兵器による非人道的な被害で苦しい思いを、二度と世界の人々に味わわせたくないと思う被爆者とともに、同じ思いの多くの国々や国連、NGO団体などと赤十字国際委員会や核不拡散条約再検討会議などに訴えてきました。新日本婦人の会とともに活動をされてきています。現在批准国は55か国に達しています。世論調

査では、国民の7割がこの条約に、参加すべきとしています。来年の2022年3月には、第1回締約国会議が行われ、再び被爆者が参加証言する機会になります。日本政府にも、ぜひオブザーバーとして参加して欲しいと思います。日本政府は、アメリカの核の傘を理由に、禁止条約に背を向けています。また、署名批准について、核保有国だけでなく、多くの非核保有国からも指示得ていないのが現状と、署名する考えはないと表明しています。政府が言っている、保有国と非保有国の橋渡しをするというのは、どういう意味なのでしょう。唯一の被爆国として、被爆者の声に寄り添い、保有国に対し、核兵器のない世界を実現しましょうと説得して、条約指示の国を多数にすることが、日本政府の役割ではないでしょうか。核の傘に依存する、核抑止というのは、いざというときにはためらわないという、核兵器の使用を前提とするもので、ひとたび核兵器の使用があれば連鎖的に広がり、ひいては生物の生存自体が、危険にさらされる事態を招くことになります。核兵器の非人道性を批判するならば、核抑止という議論から抜け出す必要があると思います。真剣に、人類の安全保障考え、核兵器を禁止し、廃絶するしかないのではないのでしょうか。核兵器のない世界を望んでいない国々もあります。それは、核抑止の概念が、自分の国の自然安全保障政策の柱であると、考えているからではないのでしょうか。しかし、歴史的に見ても、核抑止力が機能していたかどうかを、証明することはできません。国内では、署名批准を政府に求める署名は広がっています。運動は広がっているのです。邑智郡内には92名、邑南町には80名の被爆者の方がいらっしゃいます。非核平和の町を宣言している邑南町において、このたびの請願を採択すべきとして、賛成討論といたします。議員諸兄の賛同を求めます。

(日高議員降壇)

●石橋議長(石橋純二) 反対討論はございませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 賛成討論はございませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 無いようでございますので討論を終わり、これより原案について採決をします。請願第1号、核兵器禁止条約に署名批准を求める意見書提出を求める請願について、採択することに賛成の方の起立を求めます。

●石橋議長(石橋純二) 賛成少数。したがって、請願第1号、核兵器禁止条約に署名批准を求める意見書提出を求める請願につきましては、不採択とすることに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

#### ( 日程第4 議案の討論・採決 )

●石橋議長(石橋純二) 日程第4、議案の討論、採決。これより、議案の討論、採決に入ります。議案第73号、専決処分の承認を求めることについて、令和3年度邑南町一般会計補正予算第6号に対する討論を行います。討論は、反対討論から始め、賛成討論、反対討論と交互に行います。反対討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 賛成討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第73号に賛成の方の挙手を求めます。

●石橋議長(石橋純二) 全員賛成。したがって、議案第73号、専決処分の承認

を求めることについて、令和３年度邑南町一般会計補正予算第６号につきまして  
は、原案のとおり承認することを決定いたしました。

●石橋議長（石橋純二）　　続きまして、議案第７４号、令和２年度邑南町一般会  
計歳入歳出決算の認定についてに対する討論を行います。討論は反対討論から始  
め、賛成討論、反対討論と交互に行います。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二）　　賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二）　　無いようですので、討論を終わり、これより採決に入  
ります。議案第７４号に賛成の方の挙手を求めます。

●石橋議長（石橋純二）　　全員賛成。

●石橋議長（石橋純二）　　全員賛成。したがって、議案第７４号、令和２年度邑  
南町一般会計歳入歳出決算の認定についてにつきましては、原案のとおり認定する  
ことを決定いたしました。

●石橋議長（石橋純二）　　続きまして、議案第７５号、令和２年度邑南町国民健  
康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する討論を行います。討論は  
反対討論から始め、賛成討論、反対討論と交互に行います。反対討論はありませ  
んか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第75号に賛成の方の挙手を求めます。

●石橋議長（石橋純二） 全員賛成。したがって、議案第75号、令和2年度邑南町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてにつきましては、原案のとおり認定することを決定いたしました。

●石橋議長（石橋純二） 続きまして、議案第76号、令和2年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する討論を行います。討論は反対討論から始め、賛成討論、反対討論と交互に行います。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第76号に賛成の方の挙手を求めます。

●石橋議長（石橋純二） 全員賛成。したがって、議案第76号、令和2年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定についてにつきましては、原案のとおり認定することを決定いたしました。

●石橋議長（石橋純二）　　続きまして、議案第 7 7 号、令和 2 年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する討論を行います。討論は反対討論から始め、賛成討論、反対討論と交互に行います。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二）　　賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二）　　無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第 7 7 号に賛成の方の挙手を求めます。

●石橋議長（石橋純二）　　全員賛成。したがって、議案第 7 7 号、令和 2 年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてにつきましては、原案のとおり認定することを決定いたしました。

●石橋議長（石橋純二）　　続きまして、議案第 7 8 号、令和 2 年度邑南町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する討論を行います。討論は反対討論から始め、賛成討論、反対討論と交互に行います。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二）　　賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二）　　無いようですので、討論を終わり、これより採決に入

ります。議案第 78 号に賛成の方の挙手を求めます。

●石橋議長（石橋純二） 全員賛成。したがって、議案第 78 号、令和 2 年度邑南町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてにつきましては、原案のとおり認定することを決定いたしました。

●石橋議長（石橋純二） 続きまして、議案第 79 号、令和 2 年度邑南町電気通信事業特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する討論を行います。討論は反対討論から始め、賛成討論、反対討論と交互に行います。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第 79 号に賛成の方の挙手を求めます。

●石橋議長（石橋純二） 全員賛成。したがって、議案第 79 号、令和 2 年度邑南町電気通信事業特別会計歳入歳出決算の認定についてにつきましては、原案のとおり認定することを決定いたしました。

●石橋議長（石橋純二） 続きまして、議案第 80 号、令和 2 年度邑南町水道事業会計決算の認定についてに対する討論を行います。討論は反対討論から始め、賛成討論、反対討論と交互に行います。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第80号に賛成の方の挙手を求めます。

●石橋議長（石橋純二） 全員賛成。したがって、議案第80号、令和2年度邑南町水道事業会計決算の認定についてにつきましては、原案のとおり認定することを決定いたしました。

●石橋議長（石橋純二） 続きまして、議案第81号、邑南町水道事業会計の資本金の額の減少による欠損金の処理についてに対する討論を行います。討論は反対討論から始め、賛成討論、反対討論と交互に行います。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第81号に賛成の方の挙手を求めます。

●石橋議長（石橋純二） 賛成多数。したがって、議案第81号、邑南町水道事業会計の資本金の額の減少による欠損金の処理についてにつきましては、原案のとおり決定いたしました。

●石橋議長（石橋純二） 続きまして、議案第82号、邑南町個人情報保護条例

及び邑南町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてに対する討論を行います。討論は反対討論から始め、賛成討論、反対討論と交互に行います。反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第82号に賛成の方の挙手を求めます。

●石橋議長(石橋純二) 全員賛成。したがって、議案第82号、邑南町個人情報保護条例及び邑南町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてにつきましては、原案のとおり決定いたしました。

●石橋議長(石橋純二) 続きまして、議案第83号、邑南町手数料徴収条例の一部改正についてに対する討論を行います。反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第83号に賛成の方の挙手を求めます。

●石橋議長（石橋純二） 全員賛成。したがって、議案第 8 3 号、邑南町手数料徴収条例の一部改正についてにつきましては、原案のとおり決定いたしました。

●石橋議長（石橋純二） 続きまして、議案第 8 4 号、邑南町町営住宅管理条例の一部改正についてに対する討論を行います。討論は反対討論から始め、賛成討論、反対討論と交互に行います。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第 8 4 号に賛成の方の挙手を求めます。

●石橋議長（石橋純二） 全員賛成。したがって、議案第 8 4 号、邑南町町営住宅管理条例の一部改正についてにつきましては、原案のとおり決定いたしました。

●石橋議長（石橋純二） 続きまして、議案第 8 5 号、邑南町江の川下流域活性化事業推進基金条例の廃止についてに対する討論を行います。討論は反対討論から始め、賛成討論、反対討論と交互に行います。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第 85 号に賛成の方の挙手を求めます。

●石橋議長（石橋純二） 全員賛成。したがって、議案第 85 号、邑南町江の川下流域活性化事業推進基金条例の廃止についてにつきましては、原案のとおり決定いたしました。

●石橋議長（石橋純二） 続きまして、議案第 86 号、邑智郡総合事務組合規約の変更についてに対する討論を行います。討論は反対討論から始め、賛成討論、反対討論と交互に行います。反対討論はありますか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありますか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第 86 号に賛成の方の挙手を求めます。

●石橋議長（石橋純二） 全員賛成。したがって、議案第 86 号、邑智郡総合事務組合規約の変更についてにつきましては、原案のとおり決定いたしました。

●石橋議長（石橋純二） 続きまして、議案第 87 号、令和 3 年度邑南町一般会計補正予算第 7 号についてに対する討論を行います。討論は反対討論から始め、賛成討論、反対討論と交互に行います。反対討論はありますか。

●日高議員（日高八重美） 議長。

●石橋議長（石橋純二） 日高議員。

●日高議長（日高八重美） 議案第87号、令和3年度邑南町一般会計補正予算第7号について反対の意見を述べます。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金6,023万円が追加されています。その使途、使い道です。10款教育費、小学校管理費、新型コロナ対策費3,801万1,000円。中学校管理費、新型コロナ対策費1,239万2,000円。合計約5,040万円は、小中学校のトイレを洋式にするための費用です。感染症に対応した交付金であるため、生活に困っている人への追加支援や農家、自営業の方々への支援、検査体制の強化など、使い道について幅広く検討された結果なのだろうかとの疑問に思います。学校のトイレも和式から洋式に変えることは必要です。感染症対策の一環でこのような使い道になったのかもしれませんが、一般財源とあわせた対応もできたのではないのでしょうか。よって、第87号の議案に反対します。議員諸兄の賛同を求めます。

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） あらかじめ申し上げます。12時となりましたけれども、このまま延長をさせていただきたく思いますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 賛同いただきましたので、このまま続けさせていただきます。

●石橋議長(石橋純二) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第87号に賛成の方の挙手を求めます。

●石橋議長(石橋純二) 賛成多数。したがって、議案第87号、令和3年度邑南町一般会計補正予算第7号についてにつきましては、原案のとおり決定いたしました。

●石橋議長(石橋純二) 続きまして、議案第88号、令和3年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号についてに対する討論を行います。討論は反対討論から始め、賛成討論、反対討論と交互に行います。反対討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 賛成討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第88号に賛成の方の挙手を求めます。

●石橋議長(石橋純二) 全員賛成。したがって、議案第88号、令和3年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号についてにつきましては、原案のとおり決定いたしました。

●石橋議長（石橋純二）　　続きまして、議案第８９号、令和３年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第１号についてに対する討論を行います。討論は反対討論から始め、賛成討論、反対討論と交互に行います。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二）　　賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二）　　無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第８９号に賛成の方の挙手を求めます。

●石橋議長（石橋純二）　　全員賛成。したがって、議案第８９号、令和３年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第１号についてにつきましては、原案のとおり決定いたしました。

●石橋議長（石橋純二）　　続きまして、議案第９０号、令和３年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第１号についてに対する討論を行います。討論は反対討論から始め、賛成討論、反対討論と交互に行います。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二）　　賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二）　　無いようですので、討論を終わり、これより採決に入

ります。議案第 9 0 号に賛成の方の挙手を求めます。

●石橋議長（石橋純二） 全員賛成。したがって、議案第 9 0 号、令和 3 年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第 1 号についてにつきましては、原案のとおり決定いたしました。

●石橋議長（石橋純二） 続きまして、議案第 9 1 号、令和 3 年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第 2 号についてに対する討論を行います。討論は反対討論から始め、賛成討論、反対討論と交互に行います。反対討論はありますか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありますか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第 9 1 号に賛成の方の挙手を求めます。

●石橋議長（石橋純二） 全員賛成。したがって、議案第 9 1 号、令和 3 年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第 2 号についてにつきましては、原案のとおり決定いたしました。

●石橋議長（石橋純二） 続きまして、議案第 9 2 号、令和 3 年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第 1 号についてに対する討論を行います。反対討論はありますか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第92号に賛成の方の挙手を求めます。

●石橋議長（石橋純二） 全員賛成。したがって、議案第92号、令和3年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第1号についてにつきましては、原案のとおり決定いたしました。

●石橋議長（石橋純二） 続きまして、議案第93号、令和3年度邑南町水道事業会計補正予算第2号についてに対する討論を行います。討論は反対討論から始め、賛成討論、反対討論と交互に行います。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第93号に賛成の方の挙手を求めます。

●石橋議長（石橋純二） 全員賛成。したがって、議案第93号、令和3年度邑南町水道事業会計補正予算第2号についてにつきましては、原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

(追加日程 第5号の追加1の配布)

●石橋議長（石橋純二） ここで、暫時休憩とさせていただきます

—— 午後0時6分 休憩 ——

(追加日程の第5号の追加1配布)

—— 午後0時9分 再開 ——

~~~~~○~~~~~

(追加日程第1 町長提出議案の上程・説明・質疑・討論・採決)

●石橋議長（石橋純二） 再開をいたします。ただいま、町長から、議案第94号、令和3年度邑南町一般会計補正予算第8号について、議案第95号、令和3年度邑南町水道事業会計補正予算第3号について、以上、議案2件が提出されました。お諮りをいたします。議案第94号及び議案第95号の議案2件を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、ただちに議題としたいと思います。これにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●石橋議長（石橋純二） 異議なしと認めます。したがって、議案第94号及び議案第95号の議案2件を、日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、ただちに議題とすることに決定をいたしました。

●石橋議長（石橋純二） 追加日程第1、議案の上程、説明、質疑、討論、採決に入ります。議案第94号及び議案第95号の議案2件を、一括上程いたします。提出者からの提案理由の説明を求めます

~~~~~○~~~~~

(提案理由説明)

○石橋町長（石橋良治） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） 石橋町長。

○石橋町長（石橋良治） 議案第94号及び議案第95号の提案理由をご説明申し上げます。まず議案第94号、令和3年度邑南町一般会計補正予算第8号は、歳入歳出それぞれ4,483万2,000円を追加するものでございます。次に議案第95号、令和3年度邑南町水道事業会計補正予算第3号は、8月豪雨により、森脇谷に配水池流量計が破損し、交換が必要になったことにより、資本的収入及び支出、並びに収益的収入の追加を行うものでございます。議案の詳細につきましては、お手元に追加議案の詳細説明資料をお配りしておりますので、ご確認ください。

●石橋議長（石橋純二） 以上で、提出者からの提案理由の説明は、終了いたしました。ここで、暫時休憩とさせていただきます。

—— 午後0時12分 休憩 ——

(暫時休憩を取りましたので、この時間で追加議案の詳細説明資料をお読みください。)

—— 午後0時14分 再開 ——

~~~~~○~~~~~

( 議案の質疑 )

●石橋議長（石橋純二） 再開をいたします。これより、質疑に入ります。はじめに、議案第94号、令和3年度邑南町一般会計補正予算第8号についてに対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

●大屋議員（大屋光宏） 議長。

●石橋議長（石橋純二） 10番、大屋議員。

●大屋議員（大屋光宏） このたびの追加の補正につきましては災害関係ということで話を聞いておりまして、議会運営委員会でも建設課と水道課分という話を聞いておりまして、いつもと流れが一緒ということで、委員会等も開かずにということでやってきましたが、なぜ商工観光課長をおられるんだろうってずっと気になっておりまして、そうしたらページの8ページ9ページのところの、ですよ。はい。商工費で、香木の森管理費16万9,000円。で、補正予算の概要というA4版が1枚でておりまして、その中でその他で香木の森ビニールハウス修繕ということで出ております。あと非常に難しいものが入ってるなと思っております。まず基本的な考え方として、ビニールなので、私自身は消耗品という思いはあるんですが、これの何年ごとにとか、定期的な張り替えというものが必要だと思うんですが、これについてはどのような形で張り替えをしてきたのか。それと張り替えに関する予算というのは、香木の森の管理費ってということで観光協会の中に含まれていっつもいるものかどうか。まずそこを教えてください。

○寺本商工観光課長（寺本英仁） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） 寺本商工観光課長。

○寺本商工観光課長（寺本英仁） 定期的な張り替えについてのご質問ですが、定期的な張り替えは、このビニールハウスですが、指定管理、観光協会が今9年目

を迎えておりますけれども、まだ張り替えのほうはしていない状態です。定期的な張り替えというのはしていないと思います。協定の中で天災によるものの破損については、町のほうが負担となっているということで、邑南町に修繕する必要があるというふうに考えまして、今回、議案の方を上程させていただきました。

●大屋議員（大屋光宏） 議長。

●石橋議長（石橋純二） 大屋議員。

●大屋議員（大屋光宏） 町の所有物でっていうことであれば、保険がよく適用されてってことがあるんですけど、これは最終的に保険適用となって、収入が入るものかどうか。それと張り替えってというのは経費は、定期的に張り替えをする場合は、本来どこが負担するものかどうか。それとさすがにすいません。9年ってというのは、天災とは言いがたくて保険の対象になるかどうかときどきしとるんですけど、一般的には、今どういう資材が使われようと、納日ではないので2年以上経ってて、もってるってことはP Oってやつですけど。もう4年以上経てばどんなにいいものを使ってても、一定の風が吹くと破れることがあって、それはもう9年も経って破れたということは、その災害になるのかどうかっていう、ちょっと。ただ、どちらしても町が持たなきゃいけないものということであれば、予算の措置は必要だとは思いますが、保険の対象になるのかどうか。定期的な更新をする場合の負担は本来、町持ちだったのが観光協会負担だったのかを教えてください。

○寺本商工観光課長（寺本英仁） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） 寺本商工観光課長。

○寺本商工観光課長（寺本英仁） まず張り替えの定期的なものに対してのリスク分担、どちらが持つのかということでございますが、基本的には20万、軽微なものに関していいますと、指定管理者のほうが持っていくということでございます

が、軽微なものというところの金額というものが、詳細に決定をしていない状況の中でございますので、町の方が対応していくふうに考えております。保険の方でございますが、一応今申請をしております。申請中でございますが、約半分の保険が入ってくるというふうに考えております。その保険の町のほうが保険をかけておりますが、負担金として、観光協会のほうから負担金のほうをいただいているという、状況でございます。

●大屋議員（大屋光宏） 議長。

●石橋議長（石橋純二） 大屋議員。

●大屋議員（大屋光宏） いきなり出てきたので、いろいろなことを考えるんですが、先ほど言われたとおり一般的には軽微なところってということで20万円の線引きをある程度きちとした中で、それを超えるものは町で、それ以下であれば、指定管理を受けたものがやるべきものということで整理がしてきたと思います。そう思うと、ちょっとビニールハウスの大きさが、今わかれば教えていただきたいんですけど、おおむね、7.2メートルぐらいの間口で、最大でも40メートル以下ぐらいだと思うんです。材料費でいうと、一般的なもので3万円程度、ちょっといいもので4万円。耐用年数が、4年ぐらいの保証のもので、7、8万ということは張替工賃も入ってこれだと思うんですけど、本来は、指定管理を受けたものの人の、管理が不十分であったがために、破けたもの。9年はさすがに、どんなことがあっても破けるものだと思います。ということで思えば、金額面から見ても、町が負担すべき金額ではない。20万以下だから。当然、指定管理を受けたものが、本来すべき管理を怠っていたことということで、指定管理を受けたものが、たまたま少なくとも4年ぐらいに1回張りかえなきゃいけないものが、9年もったので向こうも得なのでこれは向こう持ちで全然いいと思うんですけど、町が持つ根拠が一切ないと思うんですが、その町が負担すべきだという、に至った経緯はもう一度説明してください。

○寺本商工観光課長（寺本英仁） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） 寺本商工観光課長。

○寺本商工観光課長（寺本英仁） 確かに、9年以上経っているということで、9年、ちょっとその購入時期はまだわからないということだったので、9年、指定管理をして9年は経っているということでご理解いただけたらと思います。現状の状況としてはビニールハウス問題のない状況で活用さしておりましたので、張り替えの必要はないというふうに町のほうは考えておまして、今回は天災による破損ということですので、負担のほうは、町のほうで修復をするというふうに思っております。

●石橋議長（石橋純二） ほかにございませんでしょうか。よろしいですか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので、議案第94号の質疑を終わります。続きまして、議案第95号、令和3年度邑南町水道事業会計補正予算第3号についてに対する質疑に入ります。質疑はありますか。

●宮田議員（宮田博） 議長。

●石橋議長（石橋純二） 宮田議員。

●宮田議員（宮田博） 補正の趣旨はよく理解をいたしましたが、資料の中でですね、2ページにこの貸借対照表が添付してありますが、これはいつの時点の流れからこれがきてるものなのか。といいますのが、今日私が反対したんですが、資本金の取り崩しによる処分案の時に添付してある、貸借対照表とも違うし、その前の処理前の貸借対照表とも数値が違うし、どういう形でこれがあがってきているの

かなと。これ見ますとまだ処分前の数値がここに並んでいるんですが、そのあたりは、いつの時点でこのものが変わってくるのか、説明をお願いいたします。

○三上水道課長（三上和彦） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） 三上水道課長。

○三上水道課長（三上和彦） 失礼します。今回出させていただきました予定貸借対照表ですけれども、これについては、その前の補正予算第2号の貸借対照表をつけておりますけれども、そこから変わった数字がございます。ですから、補正第2号から継続しているものの、している予定貸借対照表というふうに理解をしていただきたいと思います。今回の決算を受けたものではありません。

●宮田議員（宮田博） 議長。

●石橋議長（石橋純二） 宮田議員。

●宮田議員（宮田博） そうすると、今後貸借対照表、あるいはキャッシュフロー、損益計算書も変わってくるのは、いつの時点になるということですか。予定は、ずっとこの変わらずにこれ、予定だからもう予定で最後までいって、決算時点までは超えていくという感じになるんでしょうか。

○三上水道課長（三上和彦） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） 三上水道課長。

○三上水道課長（三上和彦） 決算を受けた数字がいつ反映するかということだと思っておりますけれども、これについては、今回補正第3号では、それはできませんでしたが、次の補正第4号から令和2年度決算を受けた形の予定貸借対照表とす

る予定です。

●石橋議長（石橋純二） よろしいですか。はい、ほかにございませんでしょうか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので、議案第95号の質疑を終わります。

~~~~~○~~~~~

（ 議案の討論・採決 ）

●石橋議長（石橋純二） これより、討論、採決に入ります。議案第94号、令和3年度邑南町一般会計補正予算第8号についてに対する討論を行います。討論は、反対討論から始め、賛成討論、反対討論と交互に行います。はじめに、反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第94号に賛成の方の挙手を求めます。

●石橋議長（石橋純二） 賛成多数。したがって、議案第94号、令和3年度邑南町一般会計補正予算第8号について、につきましては、原案のとおり決定をいた

しました。

●石橋議長（石橋純二）　　続きまして、議案第95号、令和3年度邑南町水道事業会計補正予算第3号についてに対する討論を行います。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二）　　賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二）　　無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第95号に賛成の方の挙手を求めます。

●石橋議長（石橋純二）　　全員賛成。したがって、議案第95号、令和3年度邑南町水道事業会計補正予算第3号についてにつきましては、原案のとおり決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第5　委員会提出議案の上程・説明・質疑・討論・採決 ）

●石橋議長（石橋純二）　　日程第5、委員会提出議案の上程、説明、質疑、討論、採決にはいります。発委第6号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出についてを議題といたします。提出者からの趣旨説明を求めます。

●平野委員長　　議長。

●石橋議長（石橋純二） 平野総務教民常任委員会委員長。

（平野委員長登壇）

●平野委員長（平野一成） 発委第6号、令和3年9月17日。邑南町議会議長、石橋純二様。提出者、総務教民常任委員会委員長、平野一成。コロナ禍による厳しい財政状況に対処し、地方税財源の充実を求める意見書の提出について。上記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第3項の規定により提出いたします。提案理由でございます。本定例会におきまして、島根県町村議会議長会より、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し、地方税財源の充実を求める意見書の提出を本町議会において議決されたいとの依頼を受け、総務教民常任委員会で協議をいたしました。邑南町議会では、本年6月定例会において、地方財政の充実、強化を求める意見書を提出したところでもあり、本町の今後の財政運営にとっても重要であるとして、委員全員が意見書の提出に賛同をされました。意見書は別紙のとおりでございますけれども、朗読はいたしませんので、皆さんでご一読をお願いいたします。皆さんのご賛同をお願いします。以上です。

●石橋議長（石橋純二） 以上で提出者からの説明は、終了いたしました。ここで、暫時休憩とさせていただきます。

—— 午後0時30分 休憩 ——

（ 暫時休憩を取りましたので、この時間で意見書をお読みください。 ）

—— 午後0時31分 再開 ——

●石橋議長（石橋純二） 再開をいたします。これより質疑に入ります。本件に対する質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので、質疑を終わります。

(委員長降壇)

●石橋議長（石橋純二） これより討論に入ります。はじめに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。発委第6号に賛成の方の挙手を求めます。

●石橋議長（石橋純二） 全員賛成。したがって、発委第6号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について、につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

(日程第6 特別委員会の設置)

●石橋議長（石橋純二） 日程第6、人口問題特別委員会の設置についてを議題といたします。お諮りをいたします。邑南町議会委員会条例第6条の規定によりまして、お手元に配布しておりますとおり、人口減少問題全般の実態と対策に関する調査

研究について13名の委員をもって構成する人口問題特別委員会を設置し、これに付託のうえ調査することとし、調査期間につきましては調査終了までとしたいと思います。これにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 異議なしと認めます。したがって、人口減少問題全般の実態と対策に関する調査研究について13名の委員をもって構成する人口問題特別委員会を設置し、これに付託のうえ調査することとし、調査期間は調査終了までとすることに決定をいたしました。ここで、暫時休憩といたします。そのままでお待ちください。

—— 午後0時33分 休憩 ——

(追加日程の第5号の追加2 配布)

—— 午後0時35分 再開 ——

~~~~~○~~~~~

(追加日程第2 人口問題特別委員会委員の選任)

●石橋議長(石橋純二) 再開をいたします。先ほど、設置が決定になりました人口問題特別委員会委員の選任についてを追加日程2として、人口問題特別委員会委員長、副委員長の互選を追加日程第3としてそれぞれ日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題にいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 異議なしと認めます。したがって人口問題特別委員会の

委員の選任についてを、追加日程２として、人口問題特別委員会委員長、副委員長の互選を、追加日程第３として、日程の順序を変更し、直ちに議題にすることに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

（追加日程第２ 人口問題特別委員会の委員の選任について）

●石橋議長（石橋純二） 追加日程第２、人口問題特別委員会委員の選任についてを議題といたします。お諮りをいたします。人口問題特別委員会委員の選任につきましては、邑南町議会委員会条例第７条第４項の規定によりまして、お手元に配布しております名簿のとおり指名いたしたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 異議なしと認めます。したがって、人口問題特別委員会委員の選任につきましては、お手元に配布しております名簿のとおり決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

（追加日程第３ 人口問題特別委員会委員長・副委員長の互選）

●石橋議長（石橋純二） 追加日程第３、人口問題特別委員会委員長、副委員長の互選を議題といたします。人口問題特別委員会の委員長及び副委員長を、邑南町議会委員会条例第８条第２項及び第９条第１項の規定により互選していただき、決定次第、ご報告願います。ここで、暫時休憩といたします。

—— 午後０時３７分 休憩 ——

(人口問題特別委員会の委員長及び副委員長の互選結果 配布)

—— 午後0時38分 再開 ——

●石橋議長（石橋純二） 再開をいたします。人口問題特別委員会の委員長及び副委員長の互選結果の報告をいたします。人口問題特別委員会の委員長及び副委員長は、お手元に配布いたしました名簿のとおりでございます。ここで、暫時休憩いたします。そのままでお待ちください。

—— 午後0時38分 休憩 ——

(閉会中の継続調査の付託 配布)

—— 午後0時39分 再開 ——

~~~~~○~~~~~

(日程第7 閉会中の継続調査の付託)

●石橋議長（石橋純二） 日程第7、閉会中の継続調査の付託についてを議題といたします。各委員長よりお手元に配付しておりますとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。お諮りをいたします。各委員長の申し出のとおり、これを閉会中の継続調査に付することに、ご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●石橋議長（石橋純二） 異議なしと認めます。したがって、各委員長の申し出のとおり、これを閉会中の継続調査に付することに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

( 日程第 8 議員派遣について )

●石橋議長（石橋純二） 日程第 8、議員派遣についてを、議題といたします。お諮りをいたします。邑南町議会会議規則第 126 条の規定により、お手元に配布のとおり、議員を派遣いたしたいと存じます。これに、ご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●石橋議長（石橋純二） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、お手元に配布のとおり、議員を派遣することに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

(閉会宣告)

●石橋議長（石橋純二） 以上で、本定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。お諮りをいたします。本定例会に付議されました案件は全て議了いたしましたので、本日をもって閉会といたしたいと思います。これにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●石橋議長（石橋純二） 異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日をもって閉会することに決定をいたしました。以上をもちまして、本日の会議を閉じます。これをもちまして、令和 3 年第 6 回邑南町議会定例会を閉会といたします。大変ご苦労さまでございました。

—— 午後 0 時 41 分 閉会 ——